

け ~ 7 1 0
令和7年1月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西脇市長 片山 象三

市町村名 (市町村コード)	西脇市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	黒田庄町喜多 (黒田庄町喜多)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、集落内農地のうち約3割が認定農業者へ集積されており、当面は中心的担い手により耕作される予定。
【地域の基礎的データ】
農業者:53人、認定農業者2、集落営農組織あり
主な作物:水稲(酒造好適米、主食用米)、黒大豆、はだか麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産であり付加価値の高い山田錦を中心に主食用米など水稲栽培を行う。また、収益性の高い黒大豆の栽培を行う。集落営農組織においては、はだか麦の栽培を行い、水田活用の直接支払交付金などを活用しながら、安定した農業経営を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者に集積・集約が進むよう、農会長・農業委員等と調整し、農地バンクの活用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金等、各種交付金を活用し、施設の修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募るとともに、近隣地区を含めた若年層に働きかけ後継者育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

農作物の被害減少を図るため、鳥獣被害防止柵(シカ柵)の定期的な点検や補修に取り組む。